

吉野川市公共工事等の前金払事務取扱要領

最終改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成16年10月1日 規則第113号）~~第34条~~第35条、吉野川市委託業務標準請負契約約款に関する規則（平成17年10月14日 規則第39号）~~第35号~~第36条及び吉野川市公共建築設計・監理業務委託契約約款に関する規則（平成17年6月30日 規則第22号）第26条に定める前金払の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、本市が発注する次に掲げるものとする。

(1) 当初請負代金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事

(2) 当初請負代金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の測量、調査、設計又は監理業務若しくは土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造

2 前項第1号に掲げる工事が、次の各号のいずれにも該当するものについては、当初の前金払に追加して中間前金払を行うことができる。

(1) 当初請負代金額が1件1,000万円以上であること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(前金払の割合)

第3条 前条の規定による前金払の割合は、次のとおりとする。ただし、入札公告、入札通知書その他これらに類するものにより、前金払の上限を別に定めたときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号に掲げるものについては、請負代金額の10分の4以内

(2) 前条第1項第2号に掲げるものについては、請負代金額の10分の3以内

(3) 前条第2項に掲げるものについては、請負代金額の10分の2以内（ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の10分の6を超えてはならないものとする。）

(前払金の単位)

第4条 前払金の単位は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

(中間前金払と部分払の併用の禁止)

第5条 中間前金払と部分払の併用は禁止する。ただし、第6条第2項に該当する場合についてはこの限りでない。

(債務負担行為及び継続費の工事の特例等)

第6条 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払及び中間前金払の割合は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対しそれぞれ第3条の割合を適用するものとし、第3条各号中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第2条第2項第2号中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同項第3号中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、同項第4号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定により中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、行うことができるものとする。

(前金払に係る請求)

第7条 受注者は、前金払を受けようとする場合は、請求書（市指定様式）に法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする、法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結した保証証書を添付し、市に請求するものとする。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前金払に係る認定及び請求)

第8条 受注者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添付し、市に提出するものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、第2条第2項の中間前金払の要件を全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、確認後は認定調書（様式第3号）を作成し、受注者に交付するものとする。

3 認定調書の交付は、当該請求を受けた日から14日以内に行うこととする。ただし、受注者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときはこの限りではない。

4 第2条第2項に定める要件の確認は、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料をもって足りることとし、特に必要と認める場合を除き、特別の現地確認は要しないものとする。

なお、疑義がある場合は、確認のための必要書類の提示を求めることができる。

5 第2条第2項に定める要件の工程や経費が明らかに2分の1を超えないと認められる場合を除き、要件を満たしているものとみなす。

6 工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を第2条第2項第4号の経費に加算して認定することができるものとする。

7 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われている場合は、変更契約の締結前であっても、当該新規工種等に係る進捗状況を、第2条第2項第3号の作業及び同条同項第4号の経費に含めることができるものとする。

8 市は、請求のあった工事が第2条第2項に定める要件を満たしていない場合又は工事の発注時期及び契約工期を勘案し、中間前金払をすることが妥当でないと認められる場合には、認定しないこととする。この場合においては、市は認定を行わない旨を速やかに受注者に通知するものとする。

9 受注者は、同条第2項の認定に基づき中間前払金の支払いを請求する場合には、請求書（市指定様式）に当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて市に提出するものとする。

10 中間前金払の支払いについては、前条第2項の規定を準用する。

(前払金の返還)

第9条 前金払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金を返還しなければならない。

- (1) 法第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
- (2) 市との間の契約が解除された場合

この要領は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事について適用する。

中間前金払認定請求書

年 月 日

吉 野 川 市 長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

次の工事について、中間前金払の支払いを請求したいので、要件を満たしていることを認定されたく請求します。

工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
契約年月日	年 月 日
請負代金額	(当該年度の出来高予定額：)
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
備 考	

(注 1) 1 認定資料として、工事履行報告書(様式第 2 号)を添付すること。
2 債務負担行為に係る契約の場合は、契約額の欄に請求しようとする年度に係る出来高予定額を()内に併せて記載すること。

(注 2) 1 中間前金払と部分払の併用は認めない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事については各年度末の部分払に限り適用する。

工事履行報告書

[illegible]

